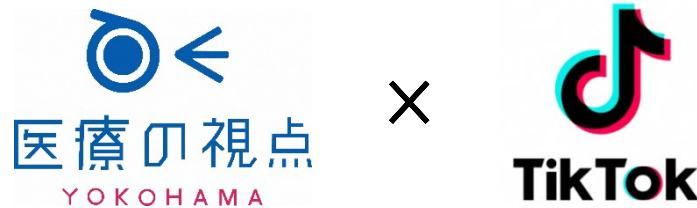


全国初！ TikTok との連携協定締結

ショートムービープラットフォームを活用した新たな医療広報

～第一弾は、ダンスで乳がんセルフチェック～



横浜市では、市民の皆様に医療を「他人ごと」ではなく自分自身のことと捉えていただけるよう、民間企業等との連携による手法で医療広報を実施する「医療の視点」プロジェクトに取り組んでいます。

この度、横浜市は、世界中で人気のショートムービープラットフォーム TikTok（ティックトック）と、**連携協定を締結**しました。楽しみながら自然と医療の話題に接してもらい、興味・関心を持ってもらう試みを TikTok とのコラボレーションにより取り組みます。

なお、TikTok と自治体との連携協定締結は医療分野に限らず、**全国で初めて**になります。

1 経緯

TikTok は国内だけでも約 1 千万人※が利用し、その 9 割近くがコメントやシェア等のアクションをしたことがあるなど、積極的にユーザーが参加するプラットフォームとして、現在注目されています。

「自分ごと化」を「共感」といったユーザー体験により自然な形で促すことができる点が「医療の視点」の目指すところと合致し、この度、TikTok を運営する ByteDance 株式会社と「医療に関する総合的な市民啓発に関する連携協定」の締結に至りました。※2019年7月時点



TikTok (ByteDance 株式会社)

TikTok は、ショートフォームのモバイル（スマートフォン等）向けビデオに最適なアプリです。誰もがクリエイターになることを可能にし、自分たちのビデオを通じてクリエイティブな表現と情熱をシェアすることが可能です。ロサンゼルス、ロンドン、東京、ソウル、上海、北京、シンガポール、ジャカルタ、ムンバイ、モスクワ等にオフィスを展開しています。

2 (第一弾) 本年度の実施予定

第一弾として、乳がんのセルフチェックや早期受診といった、若年層から知っておいてもらいたい情報に自然とつなげる、ダンスを用いた医療広報に取り組みます。

毎年 10 月の「乳がん月間」（主催：公益財団法人日本対がん協会）と時期を合わせて実施する予定としています。今後、オリジナル楽曲制作、ダンス制作、有名 TikToker とのコラボレーションなど、随時情報公開をしていきます。ご期待ください。

(参考) 医療の視点



「医療への視点が少し変わることによって、異なる気づきを得られ、行動につながる」をコンセプトに昨年9月から取組をスタートしています。民間企業等との連携や、市民の皆様の関心事にフォーカスすることで、より印象に残りやすく、伝わりやすい広報に様々な切り口で取り組んでいます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/iryonoshiten/iryonoshiten.html>

お問合せ先
医療局医療政策課情報企画担当課長 小川 亨 Tel 045-671-4813

医療に関する総合的な市民啓発に関する連携協定

Bytedance株式会社（以下「甲」という。）と、横浜市（以下「乙」という。）とは、医療に関する総合的な市民啓発について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方の資源を有効に活用することで、医療を受ける市民へ適切な情報提供を行い、理解と協力を得ることをもって、医療資源の効果的・効率的な活用を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を実現するため、次に掲げる連携事項に取り組むものとする。

- （1）医療に関する市民の関心及び知識向上を目的とした取組
- 2 甲及び乙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び双方の負担は、甲乙合意の上決定する。

（連携事項等の変更）

第3条 前2条に規定する連携事項等、その他本協定について変更の必要が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、ただちに本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

- （1）本協定に違反したと認められるとき
- （2）本協定の趣旨を逸脱する行為があったとき
- （3）災害その他やむを得ない事由により本協定の履行が困難となったとき
- 2 前項のほか、甲及び乙は、本協定の解除を希望する場合、相手方に対し、解除希望日の3か月前までに解除する旨の通知を行い、両者協議のうえ、損害賠償その他何らの責任を負うことなく本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

（確認事項）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の履行に際し、知り得た相手方の業務上、技術上その他一切の情報のうち秘密であることが明示された情報（以下「機密情報」という。）を各々の責任による適切な管理のもと守秘義務事項として取り扱うこととし、相手方の事前の許諾なくして第三者に開示、または本協定に定められた業務以外で使用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に含まれない。
 - （1）知得する時点で既に公知となっているもの
 - （2）知得する時点で既に自己が適法に有しているもの
 - （3）知得した後に、自己の責めに因らずに公知となったもの
 - （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの
 - （5）秘密情報とは無関係に独自に開発したもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本協定遂行のために機密情報に接する必要がある自己の役員、従業員又は職員に秘密情報等を開示することができる。

（成果物の帰属）

第7条 第2条第1項に定める連携事項の実施に伴い生じた成果物に関する権利は、甲乙それぞれ実施

した者に帰するものとする。ただし、甲乙協議の上決定したものについては、この限りでない。

(関係法令上の責任)

第8条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、関係する法令を遵守するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合、本協定の有効期間は1年ごとに同一の条件にて自動更新されるものとする。

(合意管轄)

第10条 本協定に関して、甲乙間に争いが生じた場合の管轄裁判所は横浜地方裁判所とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項が生じた場合及び本協定のいずれかの条項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方各1通を保有する。

令和元年8月9日

甲： 東京都新宿区西新宿2-6-1
Bytedance株式会社
CEO 張一鸣

乙： 横浜市中区港町1-1
横浜市長 林 文子